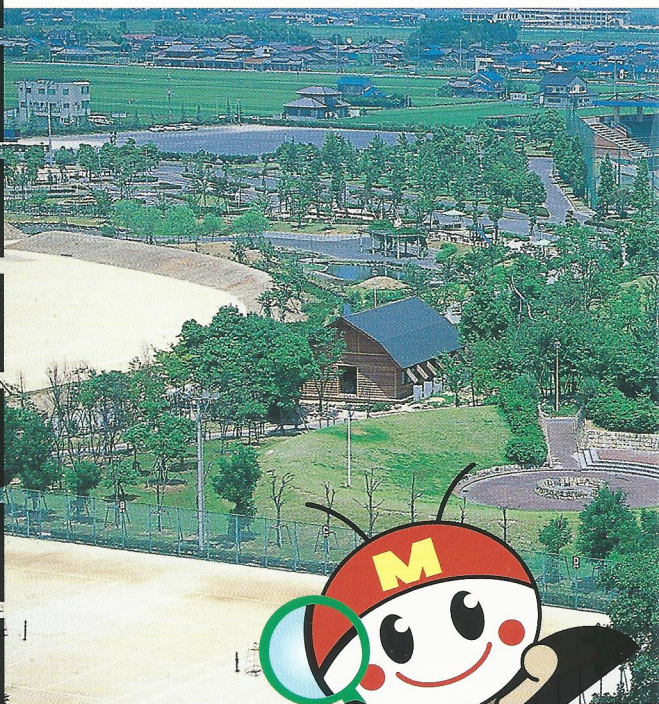


Moriyama Institute of firefly's woods

守山市ほたるの森資料館



もぴか

ほたるの住むまち ふるさと守山



● ほたるの森資料館のおいたち

ほたるの森資料館は、国において提唱された「ふるさと創生」の一つである「自ら考え自ら行う地域づくり事業」への守山市の取り組みとして、住民の方々からの提案を基にして検討をいただいた「ふるさと創生検討委員会」からの提言に基づき、「ほたるの住むまち ふるさと守山」づくりを目指すための拠点施設として、市民運動公園内に平成2年(1990)4月開設しました。

平成18年(2006年)4月1日より、指定管理者制度の導入により、NPO法人びわこ豊穰の郷が管理運営することになりました。地域の中で親しみの持てる利用しやすい資料館として、市民サービスの向上に努めています。

● ほたるの森資料館の使命

ほたるの森資料館は、旧野洲川から移植された木々に囲まれた資料館です。ほたるを中心とする昆虫等の小動物に関する資料を展示し、閲覧を通して動植物およびそれらを取り巻く環境への理解を深め、自然保護に対する意識を高めることを目的としています。

● ほたるの森資料館の事業

- ホタルの飼育に関する調査、研究および指導
- ホタルを中心とする自然観察その他の自然に親しむ学習活動の指導
- ホタルを取り巻く環境の調査および研究
- ホタルの保護活動の育成および指導

● 「ほたるの住むまち ふるさと守山」づくり事業

事業内容

ほたるが飛び交うことの出来る自然環境の創出を図り、ほたるを活かしたひとづくり、まちづくりを行いゲンジボタルのまち守山としてのイメージアップを図る。

標語

「私から ほたるが住める まちづくり」 小学生の部 優秀賞
「ほたる飛ぶ きれいな川に 夢託す」 一般の部 優秀賞

(平成4年度公募)

表紙シンボルマークの意味

茂みの中の清らかな水と町並みを図案化し、ほたるが飛び交う姿を表現しています。

● ホタルについて

ホタルの種類



ホタルの発光

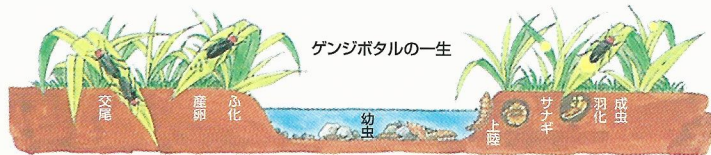


ホタルは、世界で約2000種余りいるとされています。そのうち日本では約50種のホタルがいます。日本で代表的なホタルは川に多いゲンジボタル、水田に多いヘイケボタル、そして山に多いヒメボタルです。普通、ホタルは陸上で生活しますが、ゲンジボタルとヘイケボタルは例外で幼虫の時代を水中で過ごす世界的にも珍しいホタルなのです。守山でも天然のヘイケボタルが季節には見ることができます。

ホタルは、その全ての種が発光するものではありません。大部分は発光器があっても発光しません。幼虫時代によく発光し、成虫となってからは全然光らないものや小さい光しか出さないものもあります。ホタルのオスは、日が暮れると飛び回り、一斉に光の点滅を繰り返す、メスは飛ばずに草むら等において、不規則に光を出し、オスに居場所を知らせます。つまり、ホタルの発光はオスとメスとがお互いに合図しあう信号なのです。

ホタルの成虫は、6月頃水辺の突き出た石の苔等に卵を産みつけます。卵は約1ヶ月後ふ化し、幼虫となって、すぐ水の中に入ります。幼虫は、カワニナ等のエサを食べながら約9ヶ月かかって6回の脱皮を繰り返して翌年4月上旬の雨の夜の午後8時頃に、岸にはいあがり、土にもぐり分泌液を出して土まゆを作ります。そして、やがてさなぎになり、上陸してから約50日で成虫となり、水辺を飛び回ります。

ゲンジボタルの一生



豆知識コーナー

- ① 1匹のホタルの幼虫は約25匹のカワニナを食べます。
- ② 成虫の寿命は約1週間です。
- ③ カワニナの天敵はホタルの幼虫です。ホタルにも天敵はいます。アメリカザリガニは幼虫、クモは成虫の天敵と言われています。
- ④ オスはメスに比べ発光力が強く、短い周期で光ります。

守山市ほたる条例

(前 文)

初夏の夜、幻想的な光を放つほたるは、そこに清浄で豊かな水環境が存在していることを私たちに教えてくれる。

水が清らかであるためには、水が循環する土壌と大気も清浄でなければならず、ほたるの生息は環境浄化の指標であるといえる。

守山市は、かつて野洲川の伏流水が豊富な水環境にあり「天然記念物源氏螢発生地」であった。いま、市内で希少となっているほたるを保護し、繁殖させるための生息環境を整備し保全しなければならない。

そして、豊かな自然のなかに多様な生命が育まれる自然環境を醸成するとともに、特に守山の地に由緒のあるゲンジボタルを復活させ、あわせて水と緑のあふれるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

(目 的)

第 1 条 この条例は、希少となっているほたるを保護し、繁殖させるための生息環境を整備し、保全するとともに、市民等の環境保全意識の高揚を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ほたる ゲンジボタルをいう。
- (2) 河 川 河川法(昭和39年法律第167号。以下この号において「法」という。)第4条に定める一級河川、法第100条第1項の規定に基づき市長が指定した河川ならびに公共の水流および水面(法が適用され、または準用されるものを除く。)をいう。
- (3) 保護区域 次の河川の区域をいう。
 - ア 一般保護区域 市内の河川のうち、イおよびウを除く河川の区域をいう。
 - イ 指定保護区域 ほたるが3年以上安定して生息している、または生息する可能性が高いと市長が認める河川の区域をいう。
 - ウ 特別保護区域 ほたるおよびほたるの生息地として特に保護が必要と市長が認める河川の区域をいう。
- (4) 市 民 等 市民、滞在者および旅行者ならびに事業者をいう。

(市の責務)

- 第 3 条 市は、ほたるを保護し、繁殖させるための清浄で豊かな水環境を創造する等その生息環境を整備し保全するための施策を積極的に行うものとする。
- 2 市は、市民等が行うほたるの保護、生息環境の醸成等につながる活動を積極的に支援するものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、ほたるを保護し、繁殖をはかるため生活や事業活動等において生息環境の醸成に努めるとともに、市が行う施策に協力しなければならない。

(指定保護区域等の指定)

第 5 条 市長は、指定保護区域および特別保護区域(以下「指定保護区域等」という。)を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(指定保護区域等の変更または廃止)

- 第 6 条 市長は、必要があると認めるときは、指定保護区域等を変更または廃止することができる。
- 2 前項の規定による指定保護区域等の変更または廃止については、前条の規定を準用する。

(保護区域における行為の禁止等)

- 第 7 条 何人も保護区域においては、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) ほたるの卵の採取ならびにほたるの幼虫および成虫の捕獲
 - (2) カワニナ(カワニナ)の捕獲
 - (3) 河川を汚濁する行為
- 2 前項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。
- (1) ほたるの保護増殖のために調査研究する必要がある場合、または環境教育のためにほたるを教材とする必要がある場合で、かつ市長が承認した行為
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (3) 通常の河川管理行為
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、保護区域におけるほたるの生息に支障を及ぼすおそれがないと認められる行為で規則で定めるもの

(承認および承認の取り消し)

- 第 8 条 市長は、前条第2項第1号に基づく承認にあたっては、本条例の目的等に反しないと認めた場合に、条件を付して承認することができる。
- 2 前項による承認を受けた者が承認条件に違反した場合、市長はその承認を取り消すことができる。

(保護区域における工事)

第 9 条 何人も、保護区域において、工事を実施する場合は、規則で定める基準に基づき行なわなければならない。ただし、応急の災害復旧工事については、この限りでない。

(指定保護区域等におけるほたるの生息環境の保全)

第 10 条 何人も、指定保護区域等において、草刈り、草焼きおよび薬剤の散布を行う場合は、ほたるおよびほたるの生息環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

(委 任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過 料)

第 12 条 指定保護区域等において、第7条の規定に違反した者は、10,000円以下の過料に処する。

(付 則) この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(付 則) この条例は、平成25年7月1日から施行する。



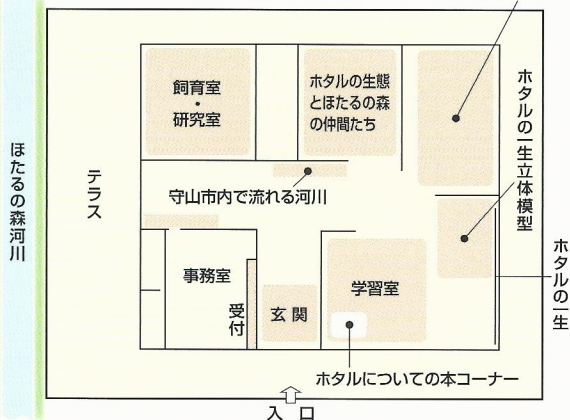
ほたるの森資料館



もびか
ほたるの森資料館キャラクター
(平成18年度 公募)

館内マップ

守山ボタルの歴史
(南喜市郎の研究)



ほたる河川



豊かな水辺の環境づくりをしており、多くの昆虫や植物に出会うことができます。ホタルの飛翔シーズンには、森は幻想的な雰囲気であつまれています。

守山は、古くからゲンジボタル(守山ボタル)の群生地として知られていました。明治35年(1902)から天皇陛下への献上が始まり、大正13年(1924)には第1号の天然記念物の指定地となりました。

しかし、戦後、農業や工場排水、家庭雑排水等による水質悪化や水源の減少等が原因となり、ゲンジボタルは絶滅しました。

そこで、昭和54年(1979)から守山市は、自然環境を取り戻すため、守山が輩出した故南喜市郎氏のホタルの研究結果を取り入れて、「ほたるのよみがえるまちづくり事業」に取り組みました。市内の鳩の森公園内に人工河川、研究室を整備し、ゲンジボタルの室内飼育、カワニナの養殖を行い、人工増殖の研究は順調に進みました。現在では多くの河川で自然発生のホタルが飛ぶようになりました。



天然記念物指定地標柱



南喜市郎氏

●南喜市郎氏は、明治29年(1896)10月23日守山市守山町(泉町)に生まれました。旧滋賀県立八幡商業学校を卒業後、家業の醤油製造業を手伝っていた。大正8年(1919)青年団長の時に本山彦一氏(元大阪毎日新聞社社長)が守山を訪れ、ゲンジボタルの研究を勧められた。その後、岐阜の昆虫学者である名和靖氏の依頼で、守山での生態調査の案内役をし、調査研究に協力した。以来、人工飼育に取り組み、昭和30年(1955)に初めてホタルの羽化に成功し、昭和36年(1961)40年間の研究観察のまとめを『ホタルの研究』として著し、5年後『ホタルの新しい飼育方法(恒温水槽法)』を著した。また、昭和43年(1968)には全国ほたる研究会を発足させ、初代会長に就任するとともに守山で第1回研究大会を開催させた。



昭和11年(1936年)の
ホタルまつり

● ご案内

■開館時間／午前9時～午後4時30分

■休館日／毎週火曜日

祝祭日の翌日(日曜日は除く)

年末年始(12月28日～1月4日)

■入館料／無料(研修時は資料代をいただきます)

■施設の概要

(構造)木造平屋建

(建築面積)92.0㎡

(開館)平成2年4月25日

(屋外施設)

ほたるの森／15000㎡

ほたる河川／625m

附近 位置図



【交通】

JR守山駅から徒歩25分、車で5分
近江バス(守山駅乗車 杉江環状線)
市民ホール前下車

守山市

ほたるの森資料館

〒524-0051 守山市三宅町10番地(市民運動公園内)

TEL・FAX (077)583-9680

URL <http://www.lake-biwa.net/hotarunomori/>

e-mail: hotaru@lake-biwa.net

指定管理者

NPO法人 びわこ豊穰の郷

〒524-0041 守山市勝部5丁目10-25

TEL (077)583-8686 FAX (077)558-5007

URL <http://www.lake-biwa.net/akanoi/>

e-mail: houjyounosato@lake-biwa.net